

組合総会 開かれる

2012 年度組合総会が 3 月 19 日に金沢都ホテルで開催された。総会成立の要件が確認されたあと、活動報告、および、会計報告が行われ、次いで次期執行委員が選出された。続いて 2013 年度の活動方針と予算案が承認され閉会。引き続き懇親会が催された。懇親会では退職された小南浩一准教授、大木一弘講師の送別も行われた。

2013 年度執行委員

執行委員長	荒川 靖	副執行委員長	木津治久
書記長	三国千秋	会計	松原京子
執行委員	佐々木昌子	会計監査	永井外夫

2012 年度北陸大学教職員組合決算報告書
(2012.3.15～2013.3.9)

収支計算書

I 収入の部	予算	決算
前年度より繰越	7,511,871 円	7,511,871 円
組合費	1,300,000 円	1,223,200 円
寄付	- 円	- 円
金利	- 円	999 円
行事収入	100,000 円	49,000 円
雑収入	- 円	- 円
合計	8,911,871 円	8,785,070 円

II 支出の部	予算	決算
事務用品費	35,000 円	12,210 円
郵便・通信費	70,000 円	6,550 円
コピー・印刷費	200,000 円	93,600 円
資料収集費	50,000 円	- 円
上部団体納入費	350,000 円	330,000 円
旅費等出張費	100,000 円	- 円
会議費	30,000 円	5,700 円
弁護士費用	500,000 円	47,250 円
振込費等会計処理費	20,000 円	4,263 円
慶弔費	200,000 円	70,000 円
行事費	300,000 円	167,338 円
予備費	7,056,871 円	- 円
合計	8,911,871 円	736,911 円

収支残高	8,048,159 円
------	-------------

貸借対照表

I 資産の部	
預金残高	8,048,159 円
(内訳)	
北陸銀行	34620 円
郵貯銀行総合口座	41814 円
通常貯蓄貯金	3605526 円
金沢信用金庫	82399 円
郵便振替口座	4283800 円
現金残高	0 円
合計	8,048,159 円

II 負債の部	
借入金	0 円
合計	0 円

以上のように決算報告をいたします。

2013年3月15日

会計

武野哲

以上の決算は正確であることを証明します。

2013年3月15日

会計監査

永井外夫

2013 年度北陸大学教職員組合予算編成方針 (案)

2 月 26 日の北元理事長の退職により、新たな大学運営が始まっている。小倉学長の理事長就任によって大学が正常化に向かうことは間違いないが、抵抗勢力の存在が予想され、現時点では我々が求める正常な大学が確約されている訳ではない。本教職員組合は、過去の闘争の歴史で培われたノウハウを生かし、本学の正常化を厳しく見守る必要がある。

この状況にあつて、今期の予算は、次の事項に重きを置いて編成することとした。

(1) 収入の部については、組合員の新規加入獲得に注力し、組合の勢力の拡大と財政的基盤の強化を図る。

(2) 支出の部については、より強い組合の実現を目指して、組合員の団結を深めるための情報収集・教宣活動の強化を図り、組合活動の効率化のための諸態勢を整える。

その他、組合出動の危機に備えて経費の緊縮に努める。

2013 年度組合予算案 (2013.3.10～2014.3.9)

収入の部	
前期からの繰り越し	8,048,159 円
組合費	1,200,000 円
寄付	
金利	
行事収入	100,000 円
合計	9,348,159 円

支出の部	
事務用品	35,000 円
郵便・通信費	70,000 円
コピー・印刷費	200,000 円
資料収集費	50,000 円
上部団体納入費	350,000 円
旅費等出張費	100,000 円 (旅費補助金)
会議費	30,000 円 (10回×3,000円)
弁護士費用	500,000 円
振込費等会計処理費	20,000 円
慶弔費	200,000 円
行事費	300,000 円 (1回×300,000円)
予備費	7,493,159 円
合計	9,348,159 円

組合三役が本学評議員に選出される

2013年2月18日にメールで一斉配信された「学校法人北陸大学の経営正常化を求める会」（「正常化を求める会」）の声明以来、大学には様々な動きがあった。最も大きな出来事は、北元前理事長の退陣である。その後4月に入り、小倉学長兼理事長の就任と薬学部、未来創造学部での役職人事の刷新、さらに河島理事、松村理事の退任、中川専務理事の非常勤理事への異動が続いた。最後に、4月22日、23日の理事会、評議員会において新たな理事、評議員の選出・就任があった。こうした一連の動きは、北陸大学における新体制の始まりとすることができる。組合も、大学の正常化を求めているので、積極的に理事との会談を行い、今後の北陸大学のあり方について意見を述べた。

新体制が発足した経緯については、前号に述べた通りであるが、ともかく昨年までと異なり、教職員が個人的な意見を堂々と述べられるようになったこと、いったん教授会や委員会などで決まった事が理事長の一声で覆されることがなくなったこと、これだけは大学にいる一員として大いに評価したい。

かくして、組合現三役である荒川委員長、木津副委員長、三国書記長の3人に対し、法人から評議員推挙の打診があり、協議の上これを受諾、4月18日に組合大会を開いて組合員の評議員就任の承認を得た。

一方、正常化に貢献した林屋章評議員（<株>エフエムサウンズ常務取締役）は、ご本人の意志に反して、なぜか新体制では評議員を外れることになってしまった。

こうした経緯を踏まえて、4月23日の評議員会において三国書記長が評議員の一員として、前林屋章氏の評議員解任について、以下の様な指摘と意見を述べた。

第一に、今回の理事、評議員の刷新については、組合としても大筋でこれを了承している。また、北陸大学の新体制の開始にとっては、教職員がさまざまな立場や意見の違いを越えて結束する必要がある。さらに、教職員および法人役員が連携、協力して新しい大学の基礎を作りあげるよう努力する必要がある、評議員会もまたその責任を負っている。

こうした観点から、今回の評議員会のメンバーから林屋章氏を外したことは理解しがたい。そもそも北陸大学の創設者は北元氏ではなく（ましてや北元喜朗前理事長ではなく）、林屋亀次郎氏であり、林屋氏は私財を投じて北陸大学設立のために尽力されたことは歴史的経緯がこれを示している。また北元前理事長が退陣したとしても、それに連動する形で林屋章氏に責任があるとは全く思い当たるふしがない。

評議員解任の理由もまた不確かなものである。三国書記長は林屋章氏を個人的に知る者ではないし、今回の解任の理由も他の人々からの伝聞という間接的証拠によるものでしかない。その範囲においても林屋章氏の言動、資質に問題があるとは言えず、したがって林屋章氏に対する不信や批判は事実に基づくものではなく、噂に基づくものであり、およそ真理を探究する大学の場にふさわしいものとは言えない。そもそも人の噂や個人的好みからその人の人格を否定するなどということは、断じて許されるべきことではない。こうした点から見て、今回の林屋章氏に対する意見や批判は、私的な思惑や集団での憶測によるものでしかなく、こうした不確かな言動に左右されて判断し行動することはさらなる疑心暗鬼の世界を生むだけであり、とうてい学内の信頼を獲得することはできないであろう。よって、こうした結果を生み出すこと自体が、北陸大学の新体制の出発にふさわしいことではない。

結論として、今回、林屋章氏が評議員に就任しなかったことはこれで最終決着というべきものではなく、今後に残された課題として受け止めるべきである。言い換えれば、林屋章氏に対する信頼が回復すれば、再度、理事もしくは評議員就任をお願いすべきであると考えます。

以上が三国書記長の発言であるが、それに対する正面からの反論はなく、理事長の「このメンバーでやっていきたい」との発言だけだった。しかし、評議員解任問題にこれ以

上の時間をかけ、学内にこれ以上の混乱が続くことは決してプラスにはならないと判断したので、この件についてこれ以上追及することはしなかった。

林屋章氏の名誉のために一言

理事会・評議員会の刷新の際に、林屋章氏に関するいくつかの噂が流された。それらは全て悪意のあるデマともいうべきものであるが、名誉の侵害があってはならないので、一つ正しておこう。その噂とは「ある年に、林屋氏所属の会社と本学との間に事業契約があり、800万円余りが林屋氏所属の会社に支払われた。しかし、月に一度の社員派遣の約束だったのに、派遣は一度あっただけであり、業務不履行でポッタクリである」というものである。

この噂は明らかにおかしい。本学が被害を受けたのならば、警察にでも訴えるべきだったが、当時両者が争っていた噂や形跡さえない。

噂に登場する800万円余りの内訳と真相はこうである。当時、本学ではSNSの導入と管理を林屋氏所属の会社に委託した。管理は24時間体制のリモートで行うというもの。また、メンテナンスの過程で数回の社員派遣も行っていた。さらに決定的な事に、経費にはCD1万枚の発注も含んでいるのである。記憶にある方も多であろうが、一十三十一（ヒトミトイ）というシンガーソングライターによる北陸大学のイメージソングのCDが大量に配布された事実がある。まさかCD1枚が100円ということもなかろう。

繰り返すが、事実と反することを以て一方的に様々な事が決定されるというのでは、北元体制が名を変えただけ、ということになり、「真理を究める」という本学の教育理念がまた泣く。

新体制が目指すべきもの

大学が新体制になってから半年が過ぎた。しかしながら、前理事長時代における負の遺産はまだまだ続いている。大学のトップはリーダーシップを発揮するために学内の信頼を勝ち得ているだろうか。学内には、いずれかのタイミングを見て学長、学部長、学科長の選挙もしくは信任投票を望む声は今もあることは事実である。ただし、いたずらに混乱を助長することは避けなければならないと思う。大学内の教職員の結束は固まっているだろうか。大学のトップから教職員まで自由に意見を交換し、十分に相手の話を聴くことができるという意味でのコミュニケーションや組織内の風通しは良くなったであろうか。小グループで固まって他のグループもしくは個人を批判したり他人の責任にしたりするなど、学内には今も「排除の論理」が働いてはいないだろうか。大切なのは「排除の論理」ではなく「参加の論理」である。どうしたら教職員が参加しやすい雰囲気を作りあげることができるか、そのための仕組みや枠組みを作りあげることが大切なのである。

組合としては、これまで組合員であることを理由に種々の形で不利益を受けてきた人々に支援の手を差し伸べること、これまで低く抑えられてきた給与や賞与などの待遇改善に向けて今後も努力していくつもりである。現法人役員は少なくとも組合との話し合いや交渉を重ねた上で、給与や待遇の改善を行っていくと明言している。我々としても、教育と研究の両面において、北陸大学の五年後、十年後の将来を見据えて大学や学部のビジョンを明確にし、本学が安心して働ける職場、自らの能力や力量を十分に発揮し社会的にも貢献できる職場となるよう目指していきたいと考える。

団体交渉、三役交渉の結果、夏季賞与額アップ！

春の段階で、本年度の賞与は夏季が1.5ヵ月分、冬季が2ヵ月分支給予定である旨を複数の理事から組合は伝えられていた。ここ数年の悲惨な賞与支給状況を考えると、マシな待遇ではあり評価に値するが、従来 of 理不尽な支給額抑制やその他の弾圧をなかつた事にすることはできない。

6月11日に第1回団体交渉が開かれ夏季賞与について話し合った。従前は大学決算および予算について細目で不明な部分が多かつたのであるが、評議員会に出されるものと同等の報告を法人が今回からするようになったことは評価したい。

ただし、「本年度はこれしか収入が無いから、支給額はこれだけである」という論理は、常識的な運営がされていた組織なら通用するが、本学には適さない。

そこで、組合としては理性的かつ我々が許容できる金額を求めて交渉に臨んだ。その要求額は夏季が2ヵ月分（人事考課なし）というものである。

第1回団交では両者の金額は平行線をたどつた。ただ我々は「過去の清算無くして新生北陸大学はあり得ない。一般の教職員の気持ちを考えて欲しい」ことを力説した。

6月24日に第2回団体交渉があり、議論を重ねたが、ここでも妥結には至らなかつた。ただし、意思の疎通は従前に比べはるかにスムーズになっている印象がある。

翌25日昼休みに急遽三役交渉が行われた。法人から「支給額は1.7ヵ月で、教育職員は人事考課無し、一般職員は0.1ヵ月の範囲内での人事考課。また冬季賞与支給額に影響するものではない」との提示がなされた。10月に給与改定を実行する（予定）ので、その予算増分を考えると、2ヵ月の支給は無理の様であつた。組合は現状ではやむを得ないと判断し、この提案に合意した。

待遇は自動的に改善されるものではない

北陸大学教職員組合は、本学に関わる人々が幸せを感じて本学のために尽力し、本学が発展することを目指している。

そのためには、教職員の待遇改善が不可欠である。しかしそれを実現することは、組合員数が減少する一方では困難になる。現在、組合に所属していない人達はここを考えていただきたい。現在は、非組合員の待遇も組合要求に連動して改善の恩恵に浴しているのではあるが、この先は保証できない。組合は慈善団体ではないので、組合員と非組合員を識別する必要に迫られているのかもしれない。そういう意味でも、組合に賛同される方は、是非加入していただきたい。法的にも保護されている（北元体制で蹂躪されたことだが）し、現理事が組合員を差別することもない。

法律上、経営者が時間外勤務を命ずるためには「36（さぶろく）協定」（労働基準法第36条に基づく協定）を労働者との間に結ばなければならないことになっているが、組合員数が減少したことにより、太陽が丘キャンパスでは職場代表選出が従来から行われている。

薬学キャンパスでも近日、職場代表の選出のため会議が開かれることになった。組合員の一部は匿名希望なので、薬学キャンパスでも組合員が過半数を占めていることが明示できずにいるためだ。組合員数が多く、組合代表者が自動的に職場代表者になれば、手続きも楽なのではあるが、現状ではいたしかたない。

組合要求事項は現在検討中

例年、前期に組合要求書を法人に提出しているのだが、理事会による改革が現在進められているので、ある程度形が見えてから、要求書を提出する予定である。組合員の方々には、給与改訂後にお気づきの点やご意見があれば、ぜひお寄せいただきたい。